

第74回全国労働衛生週間県央地区推進大会

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱説明

令和5年9月8日（金）

厚木労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

神奈川県下における労働衛生の現状①

脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

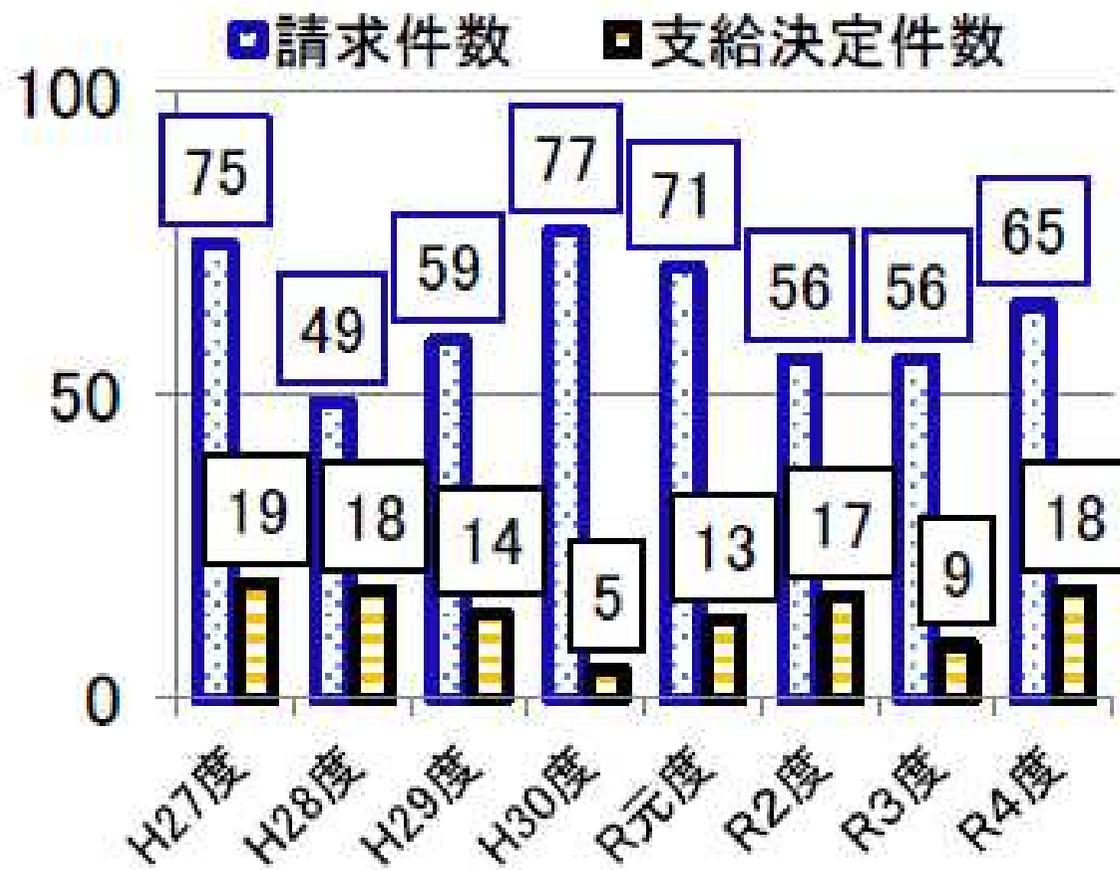
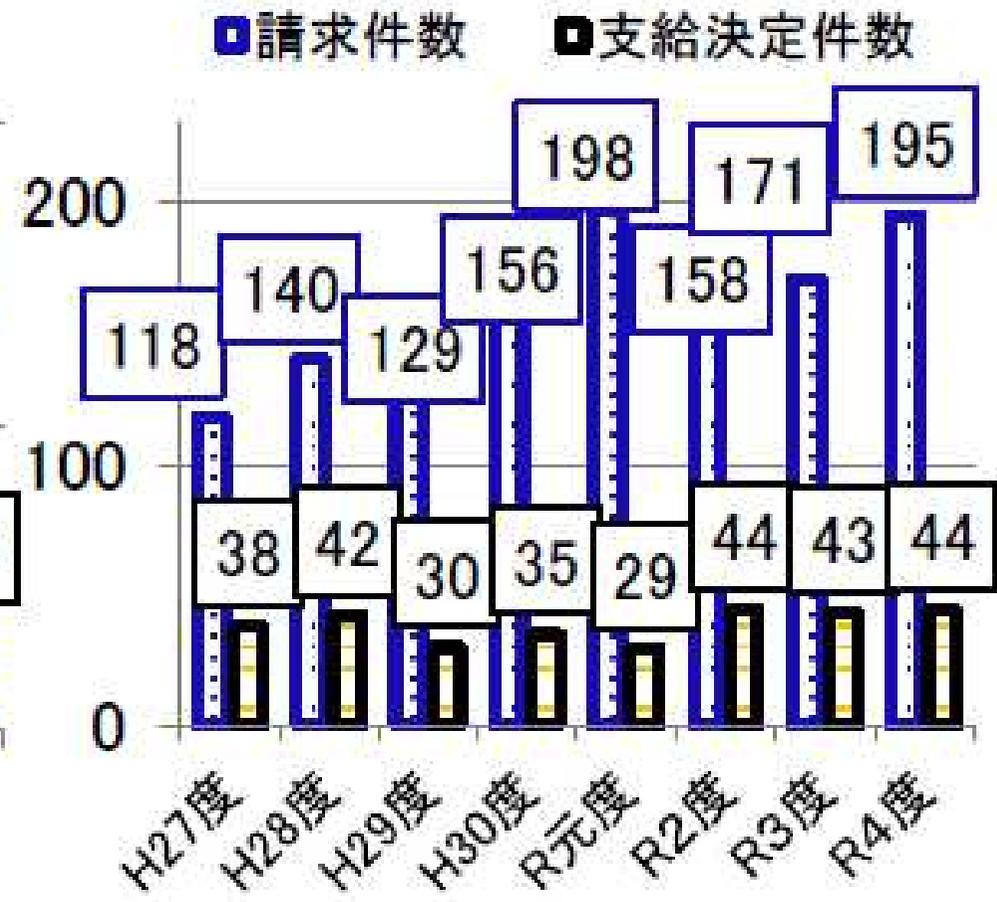


図2 精神障害の労災補償状況



神奈川県下における労働衛生の現状②

業務上疾病発生状況

図3 業務上疾病発生状況

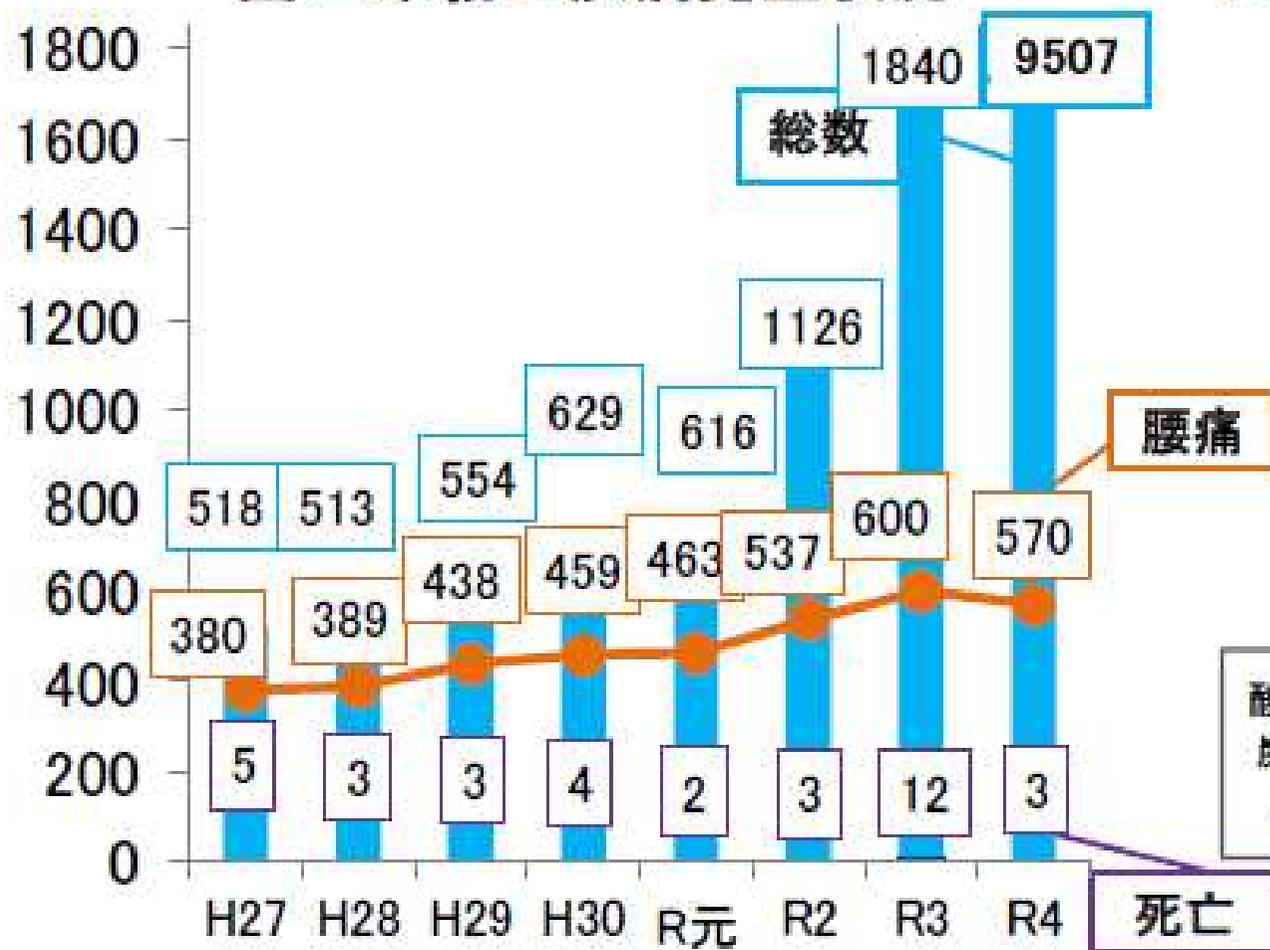
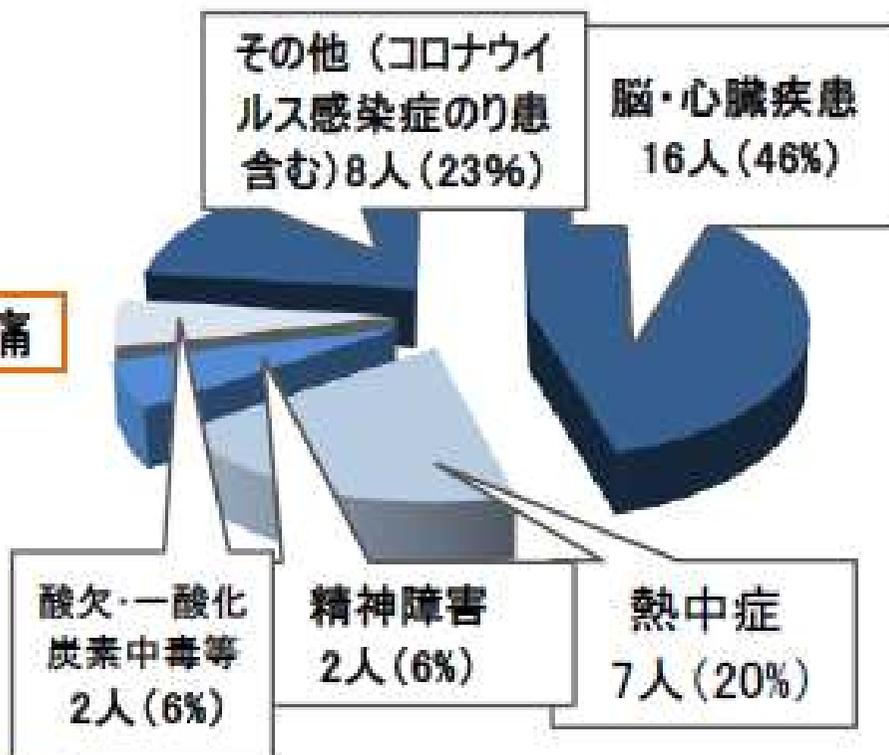


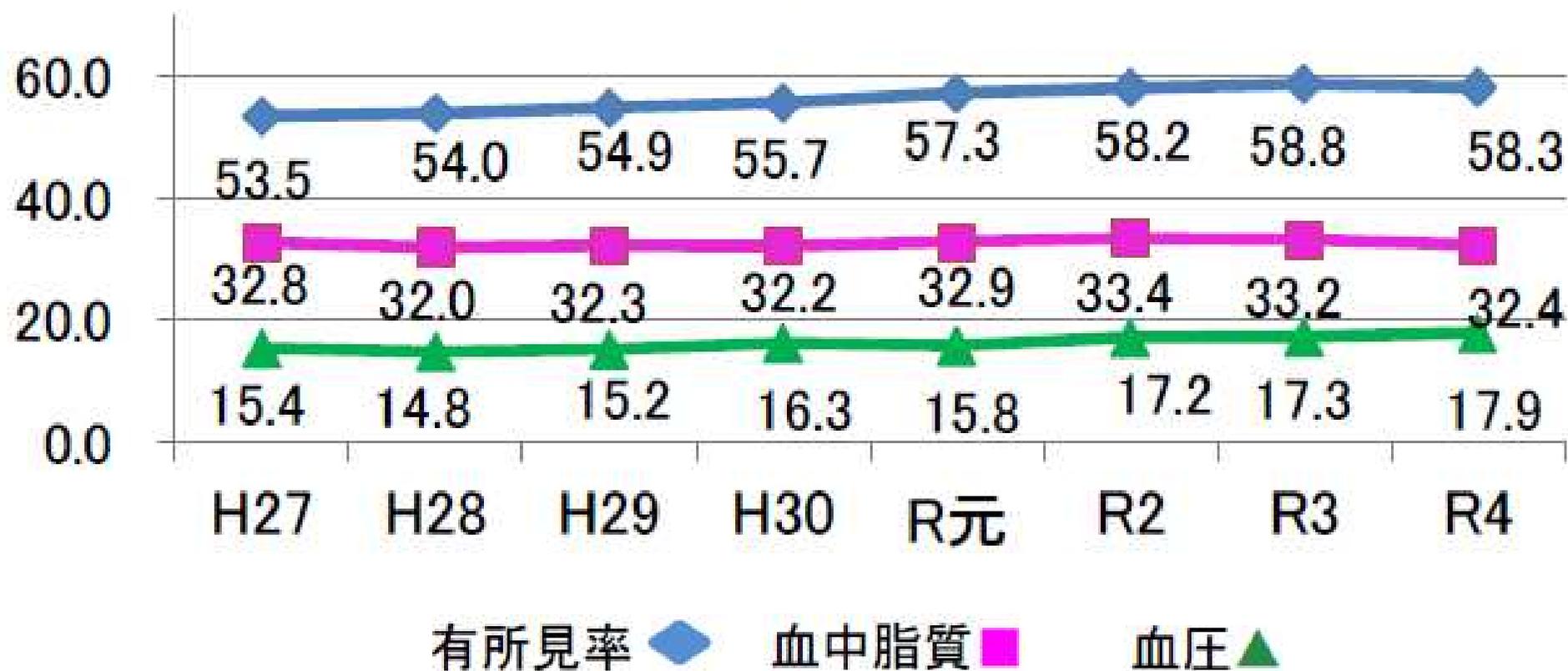
図4 業務上疾病による死亡災害
(平成27年～令和4年)



神奈川県下における労働衛生の現状③

定期健康診断の有所見率推移

図5 定期健康診断の有所見率の推移



スローガン

目指そうよ二刀流

こころとからだの健康職場

準備期間

9月1日から9月30日まで

全国労働衛生週間

10月1日から10月7日まで

全国労働衛生週間中に実施する事項

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

ア 重点事項

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 転倒・腰痛災害の予防
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題

イ 労働衛生3管理の推進等

- 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進
- 労働衛生教育の推進
- 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

- 粉じん障害防止対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底
- 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底
- 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

工 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

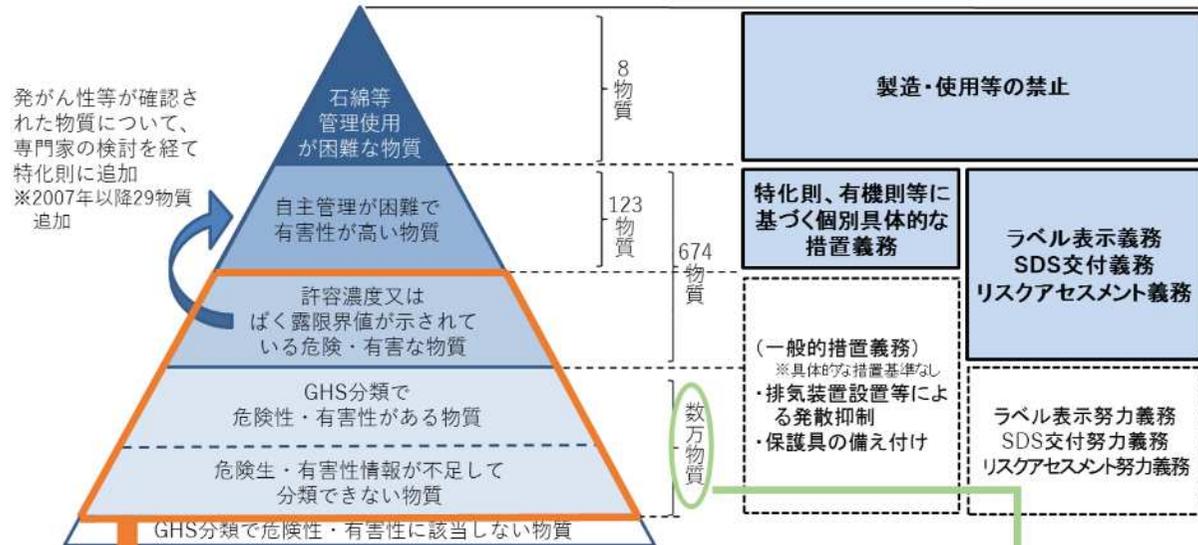
- 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

才 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

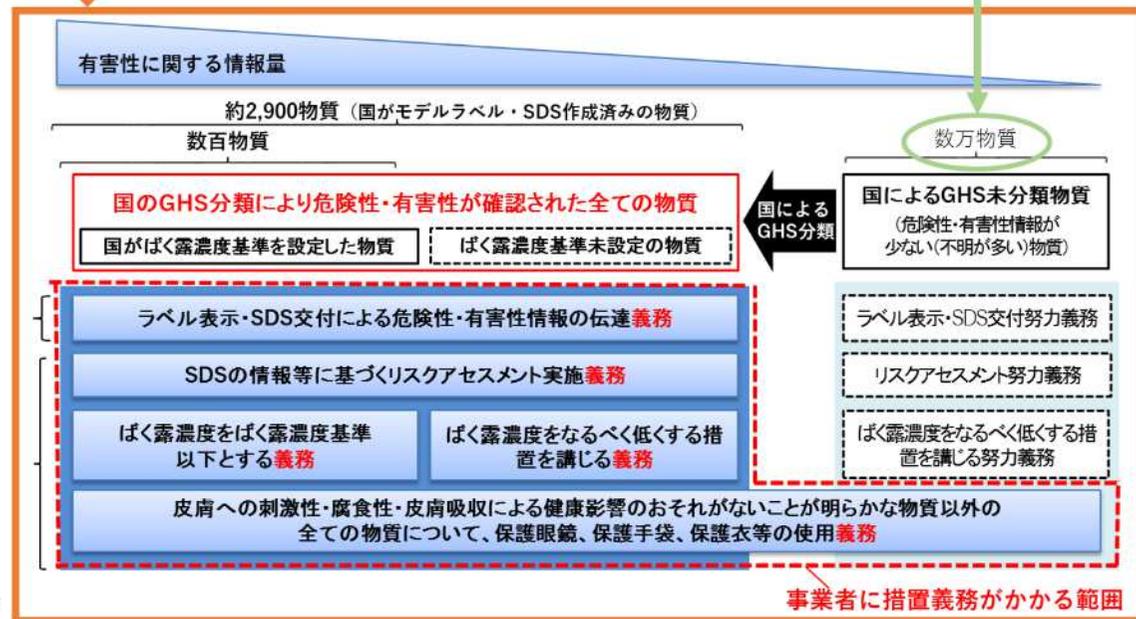
- 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

化学物質による労働災害防止のための新たな規制

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



化学物質による労働災害防止のための新たな規制

■化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

化学物質管理者の選任の義務化 【2024(R6).4施行】

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場(業種・規模要件なし) 個別の作業現場毎でなく、工場、店社、営業所事業場毎に選任する

保護具着用管理責任者の選任の義務化 【2024(R6).4施行】

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場で選任する

雇入れ時等教育の拡充 【2024(R6).4施行】

特定の業種においては一部教育の省略が認められていた省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場で化学物質の安全衛生に関する必要な教育を実施

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 【2023(R5).4施行】

新たに職務に就く職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならない対象業種の追加
追加業種:食料品製造業(一部既に規制業種有)、新聞業、出版業、製本及び印刷物加工業

■化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

SDS等による通知方法の柔軟化 【2022(R4).5.31施行】

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に承諾を得ずに採用することができる
文書の交付、記録媒体の交付、FAX送信、電子メール送信、ホームページアドレス・二次元コード等の伝達し閲覧を求める

「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 【2023(R5).4施行】

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を5年以内毎に確認し、変更があるときは確認後1年以内に更新、変更内容を通知

SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化 【2024(R6).4施行】

「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加
「成分及び含有量」は、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントで記載(含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記で可)

化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 【2023(R5).4施行】

ラベル表示対象物について、譲渡・提供時以外にも他の容器に移し替えて保管する場合や自ら製造した表示対象物を容器に入れて保管する場合には、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならない

注文者が必要な措置を講じなければならない範囲の拡大 【2023(R5).4施行】

化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働災害防止のため、化学物質の危険性・有害性、作業における注意事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない対象を拡大 通知対象物の製造・取扱設備を追加

化学物質管理者の選任の義務化（令和6年4月1日施行） 労働安全衛生規則第12条の5

選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い又は譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等の事業場毎に選任する
 - ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
 - ・ 事業場の実情に応じ、複数名の選任も可能（選任した者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示し、周知）

選任要件

化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場は、専門的講習の修了者
- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場は、資格要件なし（講習の受講を推奨）

職務内容

- 1 ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施管理
- 2 リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 3 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 4 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- 5 ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- 6 リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

保護具着用管理責任者の選任の義務化（令和6年4月1日施行） 労働安全衛生規則第12条の6

選任が必要な事業場

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは選任（選任した者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示し、周知）

選任要件

保護具に関する知識及び経験を有する者（次に掲げる者が含まれる。保護具の管理に関する教育受講を推奨）

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・ 第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許を受けたもの
- ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、鉛作業主任者、有機溶剤作業主任者の技能講習修了者
- ・ 安全衛生推進者の講習を修了した者

職務内容

- 1 保護具の適正な選択に関すること
- 2 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- 3 保護具の保守管理に関すること

化学物質による労働災害防止のための新たな規制

■化学物質管理体系の見直し

名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加 【2024(R6).4施行】

SDS交付対象物質(リスクアセスメント対象物)として国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加
令和3年度は234物質を追加し、令和4年度に約700物質、令和5年度に約850物質を追加する予定

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置 【2023(R5).4施行】

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、代替物等の使用、発散源を密閉する設備・局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にすることとする

濃度基準値設定物質に係るばく露濃度の抑制措置 【2024(R6).4施行】

リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれのないと定める物質(濃度基準値設定物質)について、ばく露される程度を濃度基準値以下とすること

ばく露される濃度の低減措置の内容及びばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成、保存 【2023.4】

ばく露低減措置の内容及びばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、その記録を3年間保存すること がん原性物質については30年間保存 濃度基準値設定物質については2024(R6).4施行

リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務 【2023(R5).4施行】

リスクアセスメント対象物以外の物質についても、ばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするよう努める

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 【努力義務:2023(R5).4施行】【義務:2024(R6).4施行】

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤(皮膚等障害化学物質)を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、皮膚障害等防止用保護具を使用させること

健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用 努力義務→義務

健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務 【2023(R5).4施行】

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用 努力義務

衛生委員会の付議事項の追加 【①:2023(R5).4施行】【②～④:2024(R6).4施行】

衛生委員会における付議事項に以下の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うこと義務付け

①労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするための措置に関すること ②濃度基準値設定物質について、ばく露される程度を濃度基準値以下とするための措置に関すること ③リスクアセスメントの結果に基づき事業者自ら選択してばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること ④濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えてばく露したおそれのあるときに実施した健康診断の結果に基づき講ずる措置に関すること

がん等の遅発性疾病の把握の強化 【2023(R5).4施行】

同一事業場で1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したときは、業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が起因するものと疑われると判断した場合は都道府県労働局長に報告をしなければならない

化学物質による労働災害防止のための新たな規制

リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存 【2023(R5).4施行】

リスクアセスメントの結果及びその結果に基づき事業者が講ずる措置措置内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの間(次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間)保存するとともに、関係労働者に周知すること

化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示 【2024(R6).4施行】

労働災害の発生又はそのおそれのある事業場に対し、化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合、改善を指示する
指示を受けた事業者は化学物質管理専門家による措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1月以内に改善計画を作成・報告して、必要な改善措置の実施

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等 【2024(R6).4施行】

労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき、又は濃度基準値設定物質の濃度基準値を超えてばく露したおそれのあるときは、医師又は歯科医師による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる 健康診断の記録を作成し5年間(がん原性物質は30年間)保存する

がん原性物質の作業記録の保存 【2023(R5).4施行】

がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴の記録を作成し、30年間保存する

■特別規制に関する事項

化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外 【2023(R5).4施行】

化学物質管理の水準が一定以上であると都道府県労働局長が認定した事業場、当該認定に係る特別規制について個別規制を除外し、当該特別規制の適用物質の管理を事業者による自律的な管理(リスクアセスメントに基づく管理)に委ねる 認定は3年毎に更新を受ける

ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和 【2023(R5).4施行】

有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合に実施頻度(通常6月に1回)を1年以内ごとに1回に緩和できる

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化 【2024(R6).4施行】

作業環境測定の評価結果が第三管理区分の場合、外部の作業環境管理専門官の意見を聴き、改善が可能な場合は改善措置を講じて効果を確認する 改善が困難と判断された場合や改善措置後の効果確認で測定結果が第三管理区分の場合は、濃度測定を行い、その結果に応じた呼吸用保護具を使用、監督署長に届出、保護具管理責任者による管理、6月毎の濃度測定、1年以内毎のフィットテスト、測定結果とフィットテスト結果の3年間保存(粉じん測定結果は7年)

有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質を除く）に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以外ごとに1回に緩和することができます。

実施頻度の緩和ができる要件

以下のいずれも満たす場合

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されている。
（四アルキル鉛を除く）
- ②直近の3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がない。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がない。

実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に上記の要件に該当する旨の情報が揃ったときに行う。

- 上記の要件を満たすか否かの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行う。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。
- 同一の事業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年に1回に見直すことが望ましい。
- 四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用されます。

令和5年4月1日から危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、一定の保護措置

労働安全衛生規則の一部改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号） 令和4年4月15日公布

• 健康障害防止のための設備等の稼働等に係る規定の改正

危険有害な作業を請け負わせる際、事業者は局所排気装置等の設備の稼働や汚染を洗浄するための設備の使用などについて、請負人に対し必要な配慮しなければならない。

• 作業実施上の健康障害に係る規定の改正

危険有害な作業を請け負わせる際は、事業者は請負人に対し、一定の作業方法で行う必要があることや、特定の作業を行う際は保護具を使用する必要があることなどを周知しなければならず、また特定の場所で保護具を使用する必要があるについて、事業者は請負人だけでなくそこで作業に従事する者に対し周知しなければならない。

• 場所に関わる健康障害防止に係る規定の改正

特定の危険な場所については、事業者は当該場所で作業を行う者に対し見やすい箇所に表示することその他の方法により、立入りや喫煙・飲食を禁止しなければならない。（一人親方や他社労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）

• 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正

特定の場所について、そこで取り扱う**有害物の有害性**や、装置故障時の連絡方法、事故時の応急措置法などを、事業場は労働者以外の者にも見やすい箇所に**掲示**しなければならない。また、有害性に関する**掲示の内容や対象物質が拡大**。

• 労働者以外の者による立ち入り禁止等の遵守義務に係る規定の改正

立入禁止や喫煙・飲食の禁止等について労働者に遵守を義務付けている規定については、必要がある者を除く当該場所で作業に従事する者すべてに遵守義務が拡大。

令和5年4月1日から有害物に関する掲示の対象・内容の拡大

労働安全衛生規則の一部改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号） 令和4年4月15日公布

改正のあらまし

安衛則（ダイオキシン類関係）、有機則、鉛則、四鉛則、特化則、粉じん則及び石綿則において特定の業務に労働者を就かせる際に所定の事項を見やすい箇所に掲示しなければならないとする改正・新設。

掲示内容及び掲示方法の概要

- 1 有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及び症状
- 2 有害物の取扱い上の注意事項（中毒が発生した時の応急処置）
- 3 使用すべき保護具

掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

令和5年4月1日から有害物に関する揭示の対象・内容の拡大

労働安全衛生規則の一部改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号） 令和4年4月15日公布

その他事項

- 特化則では、揭示対象が特別管理物資のみから、全ての特定化学物質に令和5年10月1日から拡大されます。
- 有機則の告示に基づく下記の表示は、今般の改正に伴い、令和5年3月30日に廃止されています。

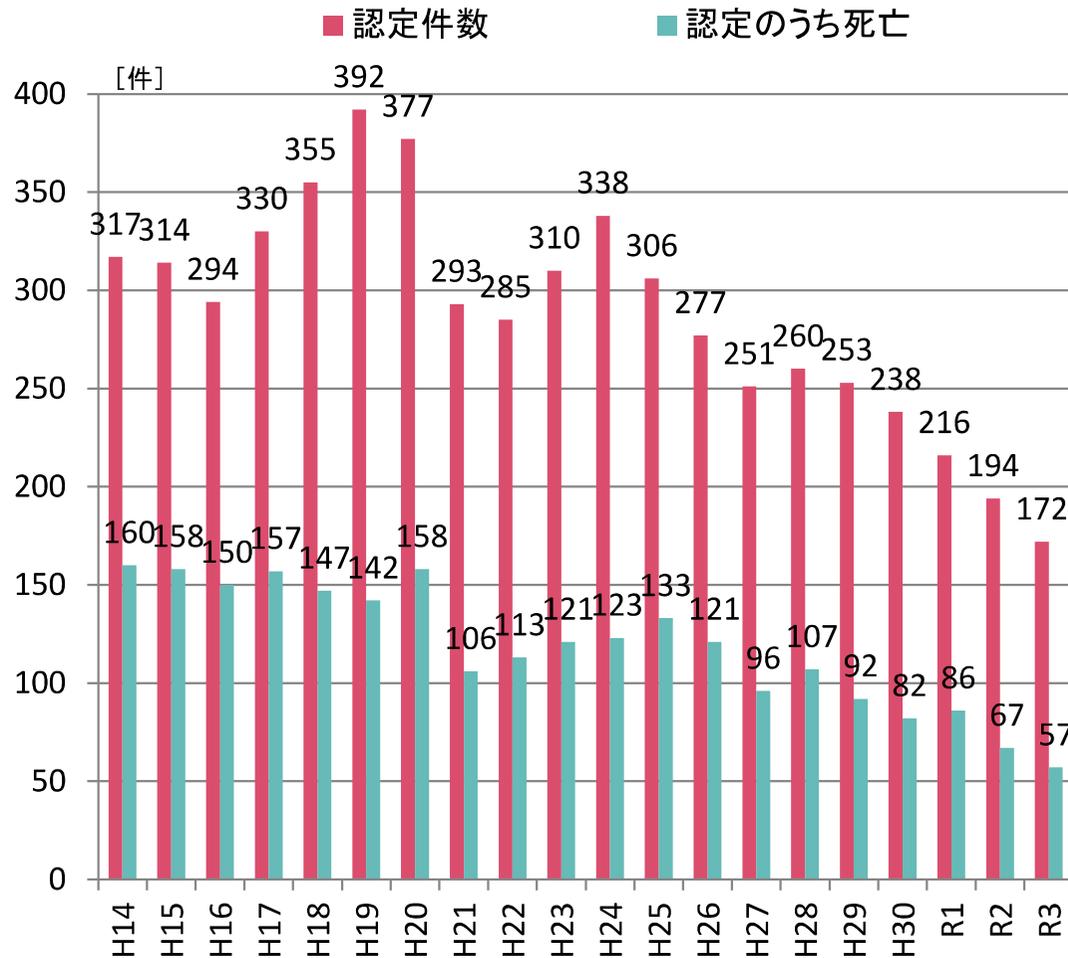
有機溶剤等使用の注意事項	
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状	
(1)	頭痛
(2)	けん怠感
(3)	めまい
(4)	貧血
(5)	肝臓障害
二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	
(1)	有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること
(2)	当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと
(3)	できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること
(4)	できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること
三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置	
(1)	中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること
(2)	中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること
(3)	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと
(4)	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと

脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

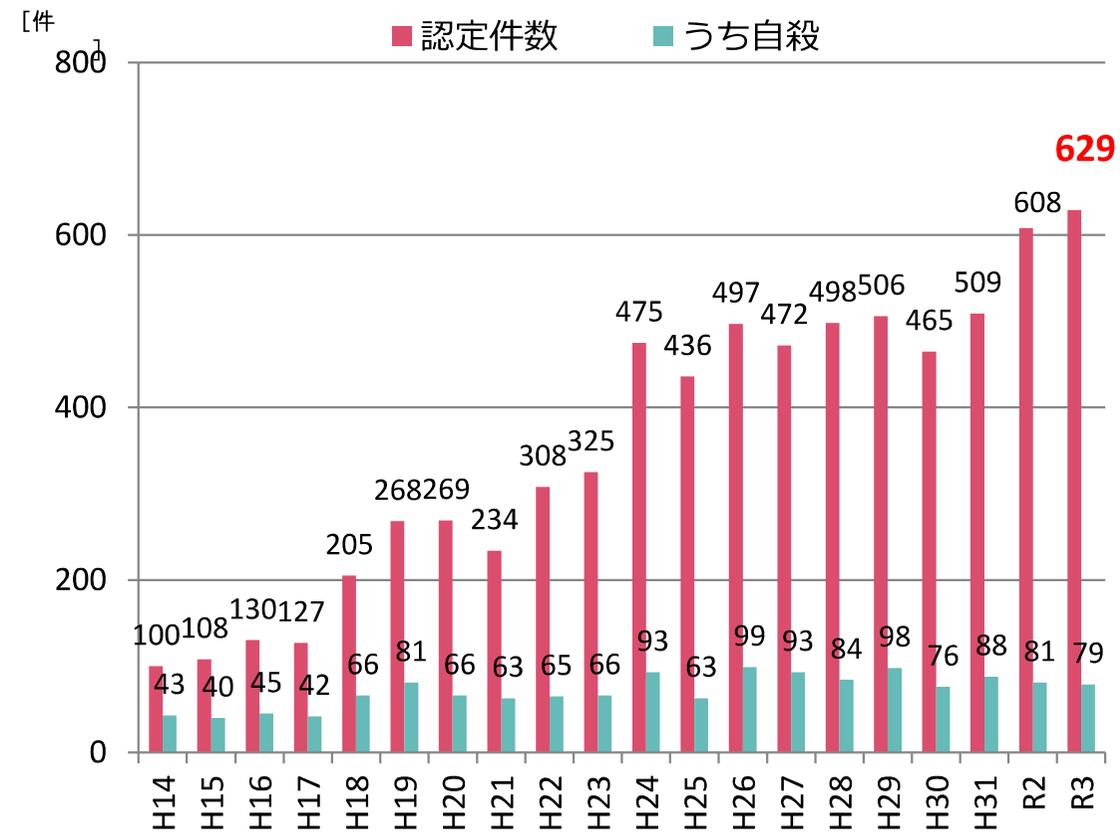
■脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。

■精神障害等の労災認定件数は、令和3年度に過去最高となった。

脳・心臓疾患の労災補償状況



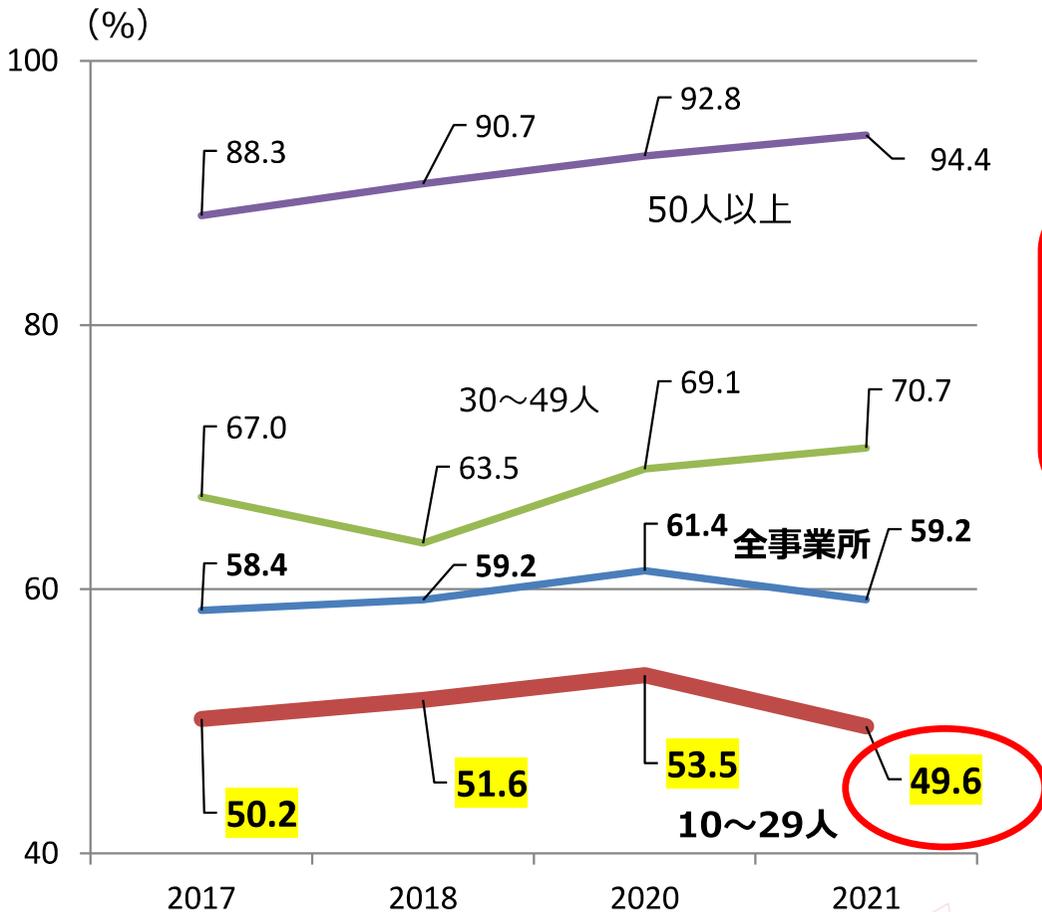
精神障害等の労災補償状況



注：自殺には未遂を含む
 (出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

メンタルヘルス対策を取り巻く現状

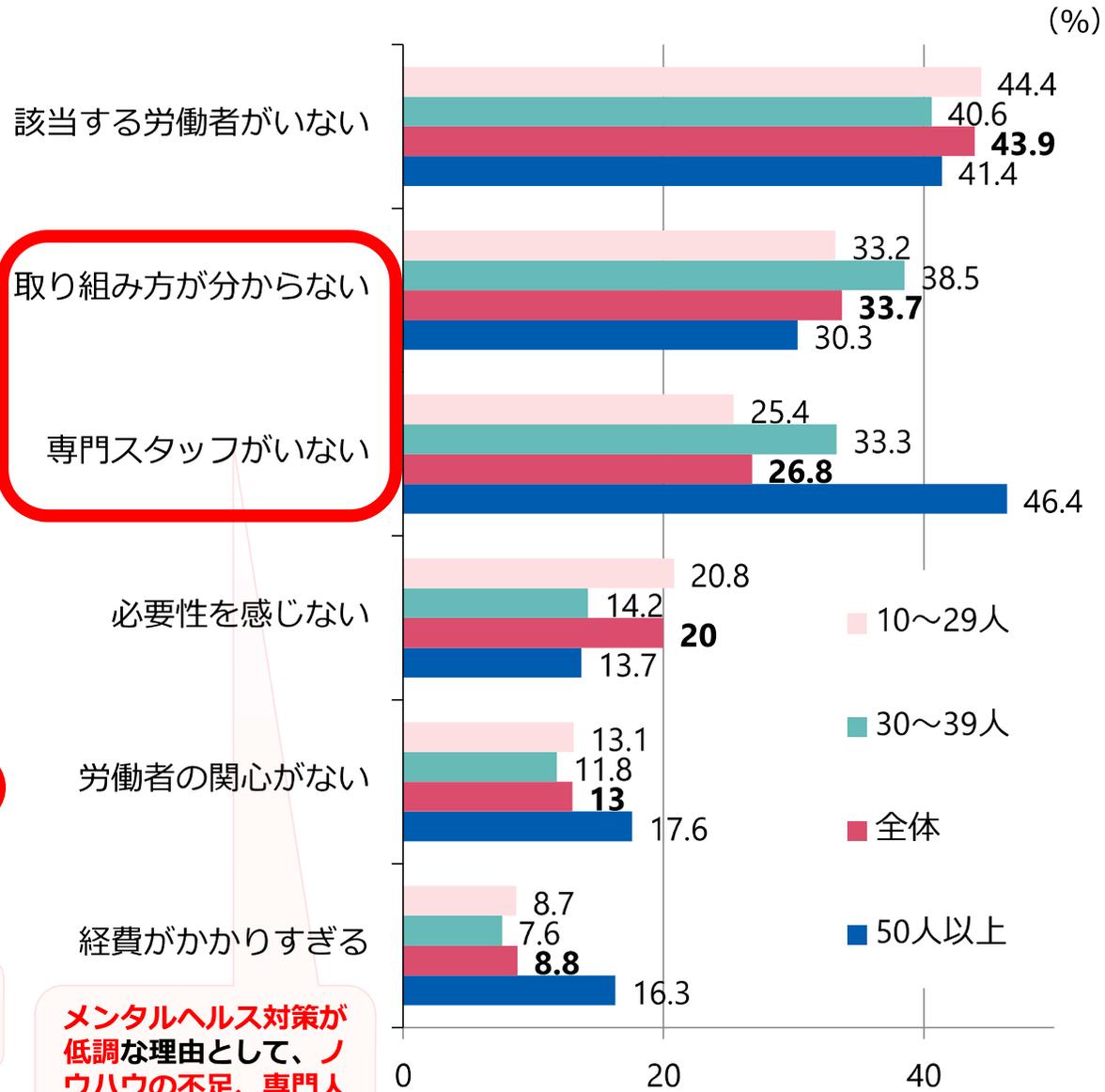
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模別）



小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策が低調

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（2020年）



メンタルヘルス対策が低調な理由として、ノウハウの不足、専門人材の不足が挙げられる

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス対策促進員の派遣サービス活用

神奈川産業保健総合支援センターでは、無料で専門スタッフ派遣サービスを行っていますので活用の検討を！

支援内容	<ul style="list-style-type: none">・ 職場のメンタルヘルス対策の進め方・ 「心の健康づくり計画」の策定方法・ メンタルヘルス不調の予防・ 「職場復帰支援プログラム」の構築・運用・ 管理監督者、若年従業員向けの研修の実施	など
派遣するスタッフ	<ul style="list-style-type: none">・ メンタルヘルス対策促進員 (精神保健福祉士、公認心理師、社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント など)	
その他	<ul style="list-style-type: none">・ サービスの費用：無料・ 概ね300人程度の規模までの事業場が対象・ 事業場の実態把握と複数回の支援を想定	

問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

TEL 045-410-1160 平日(月~金) 8:30~17:15

事業場におけるメンタルヘルス対策

4つのケア

セルフケア

労働者自らが心の健康保持増進を行う活動

- ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解
- ストレスチェックなどを活用したストレスへの気づき
- ストレスの対処
- 自発的な相談 など

ラインによるケア

管理監督者が労働者の健康保持増進のために行う活動

- ストレスチェック結果に基づく集団分析結果などを活用した職場環境等の把握と改善
- 労働者からの相談対応
- 職場復帰における支援
- 事業場内産業保健スタッフとの連携 など

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

労働者の健康保持増進のために行う活動

- ストレスチェック結果に基づく健康相談への対応
- ストレスチェック結果に基づく集団分析結果などを活用した職場環境改善の支援
- 事業場外資源との連携職場復帰における支援
- 研修の企画・実施 など

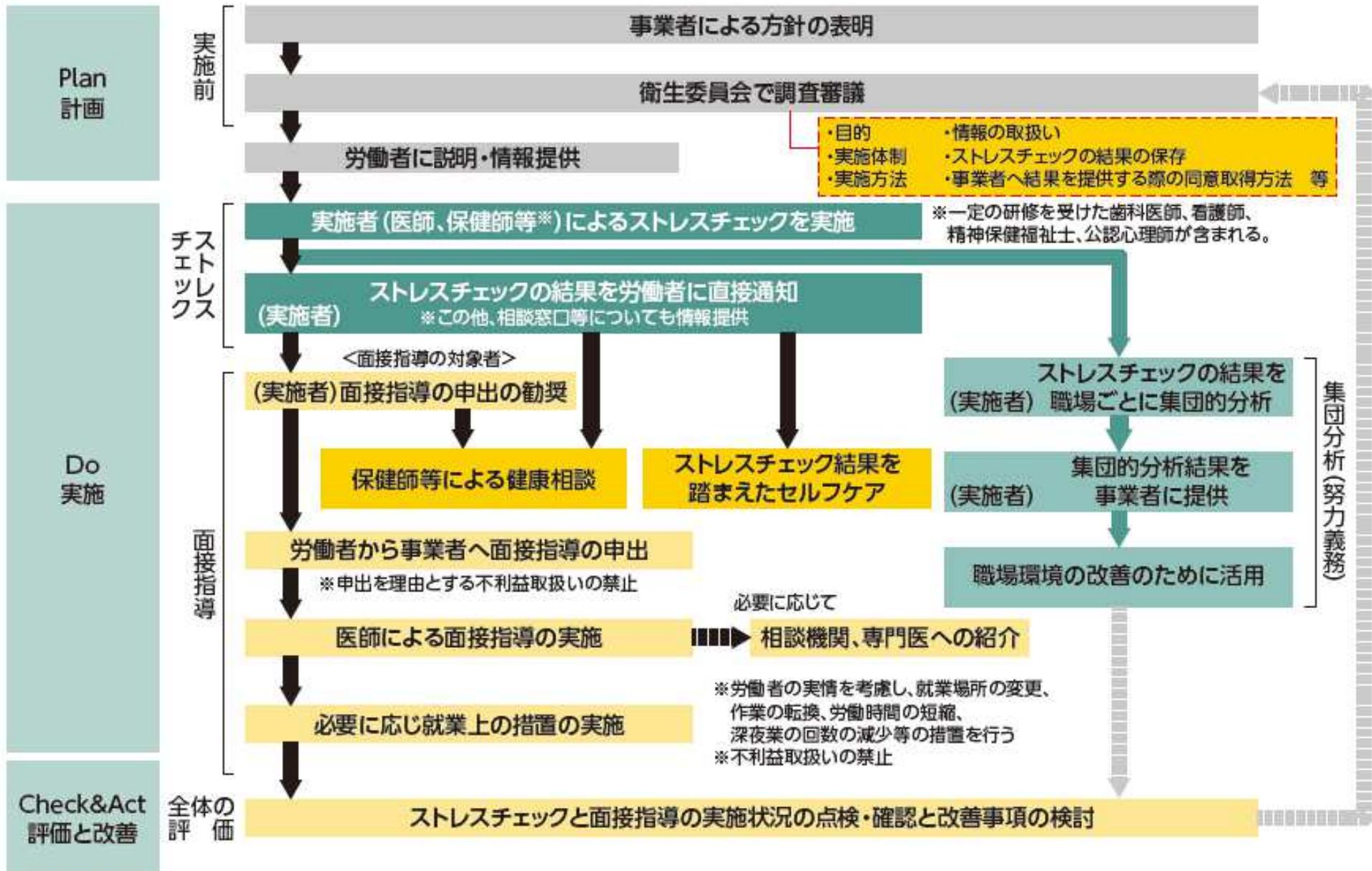
事業場外資源によるケア

様々な機関が事業場に対して支援する活動

- ストレスチェック結果に基づく健康相談への対応
- 情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用
- 事業場外の医療機関及び地域保健機関に紹介するためのネットワークの形成
- 職場復帰における支援 など

ストレスチェック制度におけるPDCAサイクル

▶ ストレスチェック制度の流れ



職場のパワーハラスメント防止について

事業者が講ずるべき措置

職場におけるパワーハラスメントの内容・パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

事実関係を迅速かつ正確に確認すること

速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと

事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと

再発防止に向けた措置を講ずること

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること

相談したこと等を理由として、解雇やその他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

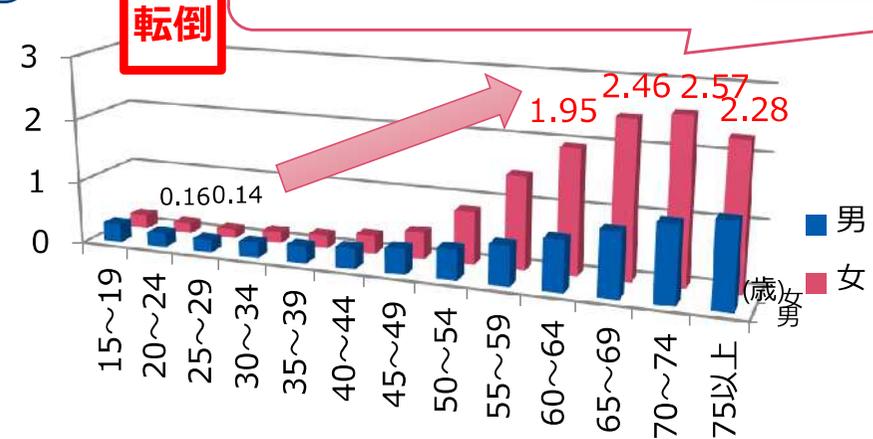
事故の型別毎の労働災害発生状況

- 転倒は、**高年齢になるほど労働災害発生率が上昇**。
 - **高年齢女性の転倒災害発生率は特に高い**。
- ⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題
(とりわけ中高年齢女性の転倒防止)

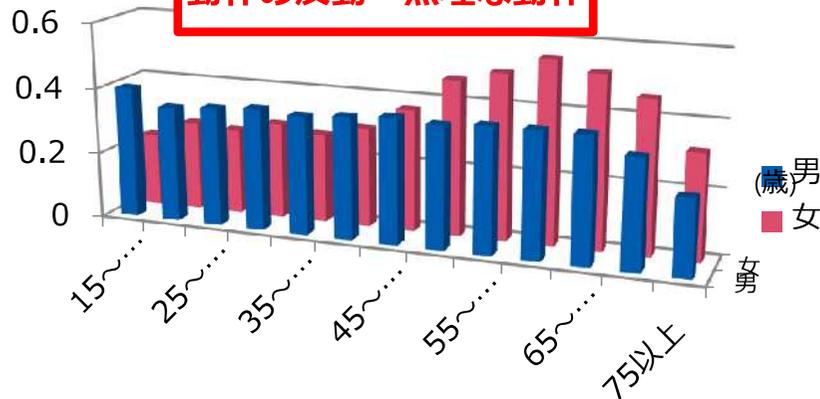
男性の場合、60代以上(平均0.97)は
20代(平均0.28)の**約3倍**



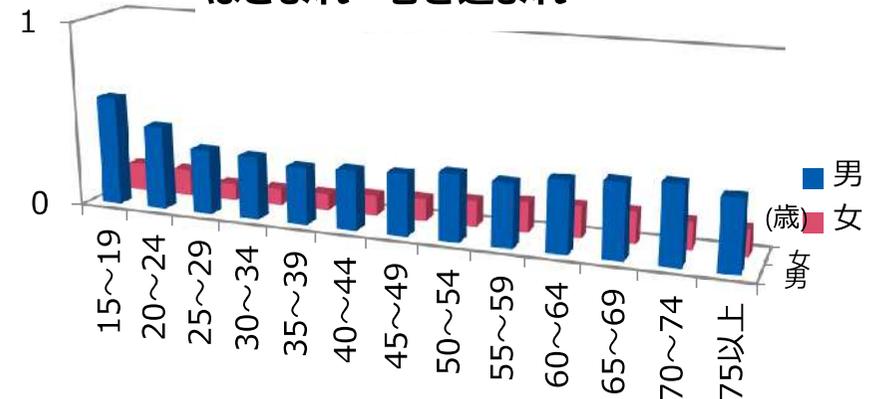
女性の場合、60代以上(平均2.24)は
20代(平均0.15)の**約15倍**



動作の反動・無理な動作



はさまれ・巻き込まれ



※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出典：労働者死傷病報告(令和3年)
：労働力調査(基本集計・年次・2021年)

重点事項ごとの具体的取組

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

②：転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（**転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨**等のソフト対策）に取り組む。

■ 転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.66	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~35	35.1 ~55.1	55.1 ~90.1

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120.1	120.1 ~

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO.1	合計	評価	評価
1. 人々の中、正置か来る人にかぶさず、よびで歩けますか				歩行能力・筋力
2. 肩や腕の力で体力に自信はありますか				筋力
3. 突如的な事象に対する身の向きは早いですか				敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引きつけない、すべり防止の心がけはありますか				動的バランス
5. 歩行で足が床から離れ下を踏むことができませんか				静的バランス
6. 一歩前に引いた足の上を、後足歩行で踏むことも歩幅の狭い歩幅に歩けるように歩けますか				静的バランス
7. 足を踏んで片足で立ちたい時に片足が揺れますか				静的バランス
8. 電車で乗って、つり革につかまらずに立ちたい時に揺れますか				静的バランス
9. 足を踏んで片足で立ちたい時に片足が揺れますか				静的バランス

合計の数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
(Iの身体機能計測結果を数字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

↓ これらの評価結果を運動プログラムの導入に活用してください

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省 毎日3分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。